

## 西宮市個人住民税当初賦課業務 事業者選定審査基準

### 1 審査方法

本件の審査は、西宮市個人住民税当初賦課業務の受託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項に基づき提案された企画提案書及び見積書について、プロポーザル方式による受託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において審査する。審査に当たっては、事業者によるプレゼンテーションを実施する。

### 2 審査項目及び配点

審査は、事業者の信頼性、提案内容及びコストの視点から、以下の表に基づき実施する。

#### 【審査項目・配点表】

審査項目		審査基準	配点
事業者の 信頼性	①業務実績	・事業者の経営実績や過去における地方公共団体への同種、類似業務の実績。	10点
	②管理体制	・従事者の選考及び採用の考え方 ・従事者の配置、体制及び役割分担の考え方 ・従事者の服務規程確保の考え方 ・従事者への教育及び研修	10点
	③個人情報保護の 取り組み 課税資料の管理	・個人情報保護の取り組み ・リスクマネジメントの考え方	20点
提案内容	④業務運営	・本業務への取組及び基本的な考え方 ・業務の適正な執行の考え方 ・スケジュール管理 ・事前準備期間及び業務終了時における引継ぎの考え方 ・事前準備期間における人員配置 ・トラブル対応の考え方	20点
	⑤独自提案	・課税業務における事務効率への効果が認められる提案	10点
コスト	⑥見積金額 (拡大提案分含む)	応募者中の最低見積金額と各応募者の見積金額により算出する。	30点

#### 【評価ランク】

ランク	評価	配点係数
A	特に優れている	100%
B	優れている	75%
C	平均点・普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

### 3 選定方法

- (1) 委員会の委員長及び委員（以下「委員等」という。）は、応募者ごとに企画提案書の審査を行い、各審査項目について評価し、委員等ごとに点数（1人100点）を算出する。
- (2) 算出した委員等の点数の合計（以下「総合計点数」という。）が最も高い応募者を最も優秀な者として選定する。ただし、総合計点数が満点の6割に満たない応募者や、①から⑤の各審査項目において、出席委員等の半数以上から最低ランクと評価された応募者については、選定の対象外とすることがある。
- (3) 総合計点数が同点となった場合は、委員等の択一投票により、当該同順位の応募者の順位を決定する。ただし、択一投票の結果が同数となった場合は委員長が決する。
- (4) 応募者が1者の場合であってもプレゼン・ヒアリング審査を行い、その評価点の6割以上であった場合は、その応募者を受託候補者とする。